

30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
1	H30.3.22	H30.3.30	株式会社〇〇が作成した企画提案書の都保有分 表題は下記の通り - GAIEN PROJECT - 「21世紀の杜」企画提案書					1												当該公文書は、取得した事実が確認できず実施機関では現に保有しておらず、存在しない。	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
2	H29.3.30	H30.4.2	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年9月20日許可） ・決算変更届出書一式（第62期）	44	1							1								印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）	都市整備局市街地建築部建設業課
3	H30.4.5	H30.4.6	東京都知事許可第〇〇号株式会社〇〇の以下の書類 ・建設業許可申請書一式（平成28年3月30日許可）	60	1							1								印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）	都市整備局市街地建築部建設業課
4	H30.4.4	H30.4.6	建築計画概要書（29都市建指建第〇〇号）	8	1							1								【開示しない部分】印影 【根拠】東京都情報公開条例第7条第4号 【理由】公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課
5	H30.3.27	H30.4.6	都営住宅29H-111東（江東区辰巳一丁目）工事 工事設計内訳書（総括表、建築工事内訳書）	※	1																都市整備局東部住宅建設事務所建設課
6	H30.3.26	H30.4.6	国立市中二丁目18番10における建築基準法第43条第1項ただし書許可に関する議案書（様式2）、様式3、道に関する協定承諾書及び現況測量図（東京都情報公開条例第7条に規定する非公開情報を除く。）	4	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課





30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
18	H30. 3. 30	H30. 4. 13	玉川学園四丁目保全調整池（鶴保H17第9号）に係る保全調整池機能阻害行為届出書	28	1						1		1								・印影 公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため(東京都情報公開条例第7条第4号に該当) ・図面の作成者（実務担当者及び設計者を含む）の氏名及び資格登録番号 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号に該当) ・隣地土地建物所有者一覧表の内容 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため(東京都情報公開条例第7条第2号に該当)	都市整備局 都市基盤部 調整課
19	H30. 4. 9	H30. 4. 16	(1) 引越しに際してのお願い（久我山アパートから3月16日入居許可日で移転世帯） (2) 保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（仙川アパートから4月16日入居許可日の移転世帯） (3) 戻り入居に関するお知らせ（府中矢崎町アパート仮移転世帯） (4) 移転先住宅見学会のお知らせ（府中矢崎町アパート仮移転世帯） (5) 府中矢崎町アパート移転説明会資料（対象号棟：1・2号棟） (6) 住宅（2人世帯向けの追加住宅）見学会のお知らせ（第2鷹の宮アパート1～3号棟の移転対象（2人世帯）世帯）	48	1																都市整備局西部住宅建設事務所管理課	
20	H30. 4. 2	H30. 4. 16	(1) 東京都住宅供給公社から都及び都市整備局に報告されている〇〇号室（〇〇家）に関する迷惑行為の報告書及び文書の内容全て。これらの全てを詳しく過去から現在に至るまで。 (2) 自治会から東京都住宅供給公社に報告されている〇〇号室（〇〇家）に関する迷惑行為の報告内容と嘆願書						1	1											（7条2号）都営住宅の特定の部屋に住む人に関する迷惑行為の報告書及び文書、並びに嘆願書の存否を明らかにすることで、個人の権利利益を侵害するおそれがあり、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する非開示情報を開示することになるため、同条例第10条に基づき、当該文書の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否する。	都市整備局都営住宅経営部指導管理課
21	H30. 4. 3	H30. 4. 16	建築基準法第43条第1項ただし書文書道に関する協定図及び協定書（東久留米市本町1丁目669-19） （東京都情報公開条例第7条各号に規定する非開示情報を除く。）	2	1																都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	

30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
22	H30. 4. 9	H30. 4. 17	(1)元芝アパート 移転説明会開催のお知らせについて (2)小豆沢二丁目アパート 移転説明会資料(小豆沢二丁目アパート)、改良住宅の撤去移転に伴う確認書の提出について、居住者調査票 (3)上沼田第3アパート 移転先住宅の追加(見学会)のお知らせ及び移転先住宅関係資料の訂正等について、移転先住宅関係資料(上沼田第3アパート(1期))、移転先住宅関係資料の補足について (4)花畑七丁目アパート 花畑七丁目アパートへの戻り移転について、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料 花畑アパート(仮移転中の世帯向け)、移転先住宅見学会のお知らせ、戻り入居意向調査票(花畑七丁目建替事業)、移転説明会資料(花畑アパート1、2号棟)、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料(花畑アパート1、2号棟)について (5)東砂八丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について (6)桐ヶ丘一丁目アパート 使用許可日について(重要)、書類回収の日程について (7)豊島三丁目アパート(2期)・豊島七丁目アパート 建替に伴う移転について、建替・移転説明会開催のお知らせ、豊島三丁目アパート(新築住宅)への移転について、居住者意向調査票	※	1																都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
23	H30. 4. 12	H30. 4. 17	(1)元芝アパート 移転説明会開催のお知らせについて (2)小豆沢二丁目アパート 移転説明会資料(小豆沢二丁目アパート)、改良住宅の撤去移転に伴う確認書の提出について、居住者調査票 (3)西新井第3アパート 今後の予定について (4)上沼田第3アパート 移転先住宅の追加(見学会)のお知らせ及び移転先住宅関係資料の訂正等について、移転先住宅関係資料(上沼田第3アパート(1期))、移転先住宅関係資料の補足について (5)花畑七丁目アパート 花畑七丁目アパートへの戻り移転について、戻り入居に際しての注意事項、移転先住宅関係資料 花畑アパート(仮移転中の世帯向け)、移転先住宅見学会のお知らせ、戻り入居意向調査票(花畑七丁目建替事業)、移転説明会資料(花畑アパート1、2号棟)、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、移転先住宅関係資料(花畑アパート1、2号棟)について (6)東砂八丁目アパート 保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について (7)桐ヶ丘一丁目アパート 使用許可日について(重要)、書類回収の日程について (8)豊島三丁目アパート(2期)・豊島七丁目アパート 建替に伴う移転について、建替・移転説明会開催のお知らせ、豊島三丁目アパート(新築住宅)への移転について、居住者意向調査票	127	1																都市整備局東部住宅建設事務所折衝課
24	H30. 4. 10	H30. 4. 18	・建設業者監督処分簿(平成29年3月11日から平成30年4月10日まで) ・日付順リスト	8	1																都市整備局市街地建築部建設業課



30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
25	H30.4.5	H30.4.18	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年3月22日から平成30年4月4日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課
26	H30.4.9	H30.4.18	玉川学園四丁目保全調整池に関する平成29年度提出された保全調整池機能阻害行為届出書					1											当該地における保全調整池機能阻害行為届出書について、平成29年度の提出がないため、実施機関では取得しておらず存在しない。	都市整備局都市基盤部調整課
27	H30.4.4	H30.4.18	オリンピック・パラリンピック会場で起きた労働災害に関して事業者に対し注意喚起をした文書 ・施工に伴う事故防止対策の徹底について（指示）	6	1					1									東京都情報公開条例第7条第2号に該当個人に関する情報 現場代理人氏名は特定の個人を識別することができる情報のため	都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課
28	H30.4.17	H30.4.19	都営住宅28H-104東（江東区南砂三丁目）屋内電気設備工事 上記に関する工事設計内訳書一式（設計書表紙（実施）、工種別内訳書（総括表）、工種別内訳書、下位内訳書、諸経費計算書）	※	1															都市整備局東部住宅建設事務所設備課
29	H30.4.12	H30.4.19	(1)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（仙川アパートから4月1日入居許可日で移転世帯）(2)引越しに際してのお願い（久我山アパートから3月16日入居許可日で移転世帯）(3)保証金納入通知と鍵渡しのお知らせ（仙川アパートから4月16日入居許可日の移転世帯）(4)戻り入居に関するお知らせ（府中矢崎町アパート仮移転世帯）(5)移転先住宅見学会のお知らせ（府中矢崎町アパート仮移転世帯）(6)府中矢崎町アパート移転説明会資料（対象号棟：1・2号棟）(7)住宅（2人世帯向けの追加住宅）見学会のお知らせ（第2鷹の宮アパート1～3号棟の移転対象（2人世帯）世帯）	51	1															都市整備局西部住宅建設事務所管理課
30	H30.4.15	H30.4.19	東京都知事（○）第○○号 株式会社○○に係る、平成29年5月18日受付第193号の宅地建物取引業者免許申請書のうち、専任の宅地建物取引士の略歴書	1	1						1								非開示部分：印影 非開示理由：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）	都市整備局住宅政策推進部不動産課



30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
34	H30. 2. 21	H30. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 28都市政土第362号 「神宮外苑地区におけるまちづくりに係る基本覚書」に基づく協議等について（回答）</li> <li>・ 28都市政土第370号 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書の締結について</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に関する合意書</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の借用について（依頼）（平成28年9月27日付〇〇宛て）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）まちづくり基本計画の検討に伴う図書の借用について（依頼）（平成28年10月20日付〇〇宛て）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（回答）（〇〇）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（回答）（〇〇）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（回答）（〇〇）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（回答）（〇〇）</li> <li>・ 神宮外苑地区（b区域）内諸施設の年間利用者数等交通関連データの収集（回答）（〇〇）</li> <li>・ 平成30年2月5日配付文書</li> </ul>	80		1													<p>（非開示部分）個人の氏名、所属先 （非開示理由）個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号</p> <p>（非開示部分）まちづくりの検討を進めるに当たったの対応、まちづくりに関する検討内容 （非開示理由）法人等の事業活動に関する情報であって、未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるものであるため</p> <p>（非開示部分）借用依頼図書名 （非開示理由）検討段階において借用依頼があった図書名を公にすることにより、未確定であるまちづくりに関する検討内容が推察され、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため</p> <p>（非開示部分）電話番号 （非開示理由）通常、業務で関係する者のみが知りうる情報であって、公にすることにより、本来の業務以外の目的に使用され、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため</p> <p>（非開示部分）職員数、ピーク日、その催事名称及びその日の利用者数、その日の自動車利用台数、駐車場台数、催事名称及び敷地内外の台数内訳、年間利用者数、年間自動車台数、施設図面 （非開示理由）法人の事業活動に関する情報であり、防犯上の観点から、情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の安全性の確保に支障があるとともに、当該法人が保有する催事の興行主に関わる情報を公にすることで興行主の信頼を失うなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため</p> <p>・ 法人の事業活動に関する情報であり、防犯上の観点から、情報を公にすることにより、施設の利用者や関係者の安全性の確保に支障があるなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため （非開示部分）ピーク日の催事内容及びその利用者数、研修等に関する内容 （非開示理由）法人の内部管理に関する情報であり、情報を公にし、競合他社等が当該情報を入手することで、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため</p> <p>（非開示部分）駐車場台数の内訳 （非開示理由）法人が保有する駐車場運営者等との契約内容に関わる情報であって、情報を公にすることにより、運営者等の信頼を失うなど、当該法人の事業運営が損なわれると認められるものであるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>（非開示部分）印影 （非開示理由）公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第4号</p> <p>（非開示部分）まちづくりに関する検討内容 （非開示理由）都の機関と独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれ、率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため</p> <p>・ 未成熟な情報が確定した情報と誤解され、各施設の利用者等の都民の間に、各施設の今後の見通しについて混乱を生じさせるおそれがあるため</p> <p>・ 各施設の今後の予定に関する検討段階の情報を公にすることにより、その内容を信用した者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号</p> <p>（非開示部分）まちづくりの検討を進めるに当たったの対応、まちづくりに関する検討内容、借用依頼図書名 （非開示理由）未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため</p> <p>（非開示部分）職員数、ピーク日、その催事名称及びその日の利用者数、その日の自動車利用台数、駐車場台数、催事名称及び敷地内外の台数内訳、年間利用者数、年間自動車台数、施設図面、ピーク日の催事内容及びその利用者数、研修等に関する内容、駐車場台数の内訳 （非開示理由）関係権利者から提供された情報を公にすることで、当該関係権利者の事業運営が損なわれることとなり、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課



30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
35	H30. 2. 21	H30. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年6月19日配布文書</li> <li>平成27年6月25日配付文書</li> <li>平成27年8月28日配付文書</li> <li>平成27年10月27日配付文書</li> <li>平成27年10月29日配付文書</li> <li>平成27年11月30日配付文書</li> <li>平成28年4月25日配付文書</li> <li>平成28年5月9日配付文書</li> <li>平成28年5月17日配付文書</li> <li>平成28年5月25日配付文書</li> <li>平成28年6月7日配付文書</li> <li>平成28年6月10日配付文書</li> <li>平成28年6月16日配付文書</li> <li>平成28年6月27日配付文書</li> <li>平成28年8月26日配付文書</li> <li>平成28年8月30日配付文書</li> <li>平成28年11月28日配付文書</li> <li>平成28年12月15日配付文書</li> <li>平成29年1月18日配付文書</li> <li>平成29年3月30日配付文書</li> <li>平成30年1月30日配付文書</li> <li>平成30年2月5日配付文書</li> <li>平成30年2月9日配付文書</li> </ul>	89		1												<p>(非開示理由) 法人等の事業活動に関する情報であって、未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれると認められるものであるため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>(非開示理由)  <ul style="list-style-type: none"> <li>都の機関と独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれ、率直な意見の交換が妨げられるおそれがあるため</li> <li>未成熟な情報が確定した情報と誤解され、各施設の利用者等の都民の間に、各施設の今後の見通しについて混乱を生じさせるおそれがあるため</li> <li>各施設の今後の予定に関する検討段階の情報を公にすることにより、その内容を信用した者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるため</li> </ul>                     (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第5号                 </p> <p>(非開示理由) 未確定であるこれらの情報を公にすることにより、各施設の利用者や関係者の信頼を失うなど、当該法人等の事業運営が損なわれることから、関係権利者と都との信頼関係も損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため (根拠法令) 東京都情報公開条例第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
36	H30. 4. 5	H30. 4. 19	権利変換期日等通知書（案）	1	1													都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課	
37	H30. 4. 5	H30. 4. 19	権利変換の処分の通知について（平成28年5月12日付28一整選第59号）	3	1													都市整備局第一市街地整備事務所管理課	
38	H30. 4. 6	H30. 4. 19	下水道管布設工事(29晴五一2)第1回設計変更 工事変更設計概括書、工期延伸理由書、変更内容及び変更理由書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細表、機械器具調書、材料品調書、諸経費計算書、特記仕様書、図面、数量計算書	170	1													都市整備局第一市街地整備事務所選手村基盤整備課	

30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
39	H30. 2. 21	H30. 4. 20	建築基準法第86条第2項の規定による認定に係る申請図書一式及び認定通知書(案)(28都市建指建第〇〇号)ただし、申請図書一式のうち、仮換地指定証明願とともに添付された登記事項証明書等(地図に関するもの及び土地に關数するもの)については、別紙のとおり却下決定を行うため、一部開示決定の対象公文書から除く。	※		1														(開示しない部分) 代理者(委任状において委任を受けた者)の建築士登録番号、肩書及び氏名並びに仮換地指定証明願の申請人氏名並びに「当該敷地に関する測量図」の中の建築士登録番号及び建築士名 (根拠規定) 第7条第2号 (適用理由) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため  (開示しない部分) 印影(都の機関及び他の地方公共団体によるものを除く。) (根拠規定) 第7条第4号 (適用理由) 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため  (開示しない部分) 建築物の間取り及び断面図(失明及び設備等に関する記載を含む。) (根拠規定) 第7条第4号 (適用理由) 詳細な間取り等を公にすることによって、施設内部の管理の状況や設備等が明らかとなり、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	都市整備局市街地建築部建築指導課	
40	H30. 2. 21	H30. 4. 20	建築基準法第86条第2項の規定による認定に係る申請図書一式のうち、仮換地指定証明願とともに添付された登記事項証明書等(地図に関するもの及び土地に關数するもの)。対象地番等は次のとおり。〇〇区〇〇町〇〇番〇〇、同番〇、同番〇、同番〇、同番〇																		都市整備局市街地建築部建築指導課	
41	H30. 2. 21	H30. 4. 20	・26都市政土第299号「特定街区の区域内における有効空地に供する部分の維持管理報告書について(芝浦一丁目特定街区)」 ・26都市政土第1055号「特定街区の区域内における有効空地に供する部分の維持管理報告書について(芝浦一丁目(その2))」 ・26都市政土第1034号「特定街区の区域内における有効空地に供する部分の維持管理報告書について(西新宿二丁目(9号地)特定街区)」 ・27都市政土第1043号「特定街区の区域内における有効空地に供する部分の維持管理報告書について(東池袋三丁目特定街区)」 ・29都市政土第917号「特定街区の区域内における有効空地等に供する部分の維持管理報告書について(西新宿二丁目(2号地)特定街区)」	※		1															(第7条第4号) 管理責任者の印影: 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (第7条第2号) 代表取締役以外の管理責任者及び担当者の氏名、担当者のメールアドレス、図面作成担当者、一級建築士番号: 個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人が識別できるため (第7条第4号) 有効空地を除く建物の内部の間取り、危険物及びそれに関連する部分: 公にすることにより、侵入等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課









30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
51	H30. 4. 12	H30. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代々木公園用地（〇〇敷地）の取得と神宮外苑の都有地の売却に係る手続（平成29年12月14日）</li> <li>・〇〇に係る今後の方向性について（V2・V4レクメモ）（平成23年8月19日）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場建替え、〇〇建替えについて（平成24年1月10日）</li> <li>・〇〇との面談メモ（聞き取り）（平成24年4月6日）</li> <li>・都立明治公園（こもれび広場）の取扱いについて（平成27年2月23日）（参考資料）</li> <li>・国立霞ヶ丘競技場に係る〇〇との打合せメモ（平成24年3月23日）</li> <li>・〇〇の建替えについて打合せ（〇〇、都市整備局）（記録）（平成24年7月25日）</li> <li>・神宮外苑地区への〇〇の移転等に係る情報開示について（平成30年2月2日）</li> <li>・神宮外苑地区への〇〇の移転等に係る情報開示について（開示決定を延長した文書の開示予定）（平成30年2月26日）</li> <li>・〇〇移転に関する議会対応について（平成29年3月16日）</li> </ul>	※		1												<p>（非開示部分）個人の役職、氏名及び勤務先 （非開示理由）個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第2号</p> <p>（非開示部分）まちづくりに関する事業計画・検討経緯等 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号</p> <p>（非開示部分）まちづくりに関する検討内容 （非開示理由）都の機関又は独立行政法人等の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が妨げられるおそれがあるため。また、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、関係権利者と都との信頼関係が損なわれ、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第5号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）スポーツ関連の団体に関する情報、発言内容のうち個人の見解に係る部分 （非開示理由）法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業運営が損なわれると認められるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、公にすることにより、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第6号</p> <p>（非開示部分）各党派説明状況及び対応 （非開示理由）法人その他の団体の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため 都の機関の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 関係権利者の意向を踏まえた上で都が行う事務に関する情報であって、関係権利者の事業活動に関わるため、当該文書を公にすることにより議会運営を損い、関係権利者が関係者の信頼を失うなど、関係権利者の事業運営が損なわれることで、関係権利者と都との信頼関係も損なわれることから、今後の協議に支障を来すなど、まちづくり調整事務の適切な遂行に支障を及ぼすため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第3号、第7条第5号、第7条第6号</p>	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課



30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
54	H30. 3. 16	H30. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>都立代々木公園の整備、神宮外苑地区のまちづくり</li> <li>霞ヶ丘競技場の建替えについて（〇〇と情報交換）（平成24年2月28日）</li> <li>▽2▽4レク議事メモ（部長からの聞き取り）（平成24年5月10日）</li> <li>神宮外苑の再整備について（平成24年5月15日）</li> </ul>	※	1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
55	H30. 3. 16	H30. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>新国立競技場の建設に伴う新事務所棟の整備について（依頼）（平成26年3月27日）</li> </ul>	※	1							1								（非開示部分）印影 （非開示理由）公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため （根拠法令）東京都情報公開条例第7条第4号	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
56	H30. 4. 26	H30. 4. 27	東京都知事許可第〇〇号〇〇株式会社の以下の書類 ・決算変更届出書一式（第39期）	29	1							1								印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の防止に支障を来すおそれがあるため（東京都情報公開条例第7条第4号に該当）	都市整備局市街地建築部建設業課
57	H30. 4. 19	H30. 4. 27	多摩建築指導事務所建築指導第二課が所管する区域の建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による届出のうち解体工事に係る台帳（平成30年4月5日から平成30年4月18日までの受付分）（東京都情報公開条例第7条に規定する非開示情報を除く。）	2	1															都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課	
58	H30. 3. 14	H30. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えに係る都市計画手続の進め方（案）</li> <li>競技場の敷地及び周辺の土地所有、道路の状況</li> <li>都市計画の変更区域（案）</li> <li>国立霞ヶ丘競技場建替えに係るスケジュール</li> <li>都市計画公園図</li> <li>神宮外苑地域の土地所有状況及び周辺の道路状況</li> <li>国立霞ヶ丘競技場再整備案（1月16日 〇〇から提示された案）</li> </ul>	※	1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	
59	H30. 3. 14	H30. 4. 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇打ち合わせメモ（平成25年8月27日）</li> <li>議員等対応報告書（平成25年9月25日）</li> </ul>	※	1															都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課	



30年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
60	H30. 3. 6	H30. 4. 27	田町駅東口北地区再開発等促進区を定める地区計画企画提案書（平成26年3月）	※	1						1		1							(第7条第2号) 写真の人物の顔貌：個人に関する情報で、公にすることにより、特定の個人が識別できるため (第7条第4号) 建物の内部の間取り、室名、設備名等が分かる部分：公にすることにより、侵入等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
61	H30. 4. 16	H30. 4. 27	築地再開発の検討に係る業務委託報告書（平成30年3月）	※	1																都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課
62	H30. 4. 16	H30. 4. 27	築地再開発の検討に係る業務委託議事録（2017年度の委託調査報告書に関するもの）	※	1						1									(第7条第2号) 受託者における担当者氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため	都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。